

## 日本弁護士連合会臨時総会報告

2015年12月4日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2015年12月4日（金）午後1時から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時30分の時点で、本人出席が397名、代理出席が8,492名、弁護士会出席50名の合計8,939名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名、代理出席11名の合計11名であった。

総会は、春名一典事務総長の司会で午後1時から始められた。

村越進会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

本総会には、多くの重要議案を付議しているが、中でも会費の減額は、会員が最も関心を有している議案であると思う。平成28年4月から、一般会費を月額1,600円減額することを提案しているが、日弁連として、一般会費を減額するのは初めてのことであり、減額率は1割を超える。既に昨年3月の理事会で承認したひまわり特別会費、月額600円の徴収期限を延長しないことと合わせると、平成28年4月から月額2,200円の減額となる。これによる日弁連の会費収入の減少は、減額しない場合と比べ、一般会費と特別会費を合わせて年間約9億円に上る。率直に言って、執行部としては9億円という収入を減少させるということは勇気のいる決断ではある。経費の節約、節減に努めることが一層必要となる。一方、日弁連の会務活動を発展させなければならず、そのために必要な事業活動には十分な予算措置を講ずることが求められる。収入減を理由に、必要な活動に充てる予算が制約され、活動が抑制されるというようなことがあってはならない。

会員の会費負担の軽減と日弁連の活動を発展させるために必要な予算の確保とを財政の健全性を保ちながら両立させる、そのバランスが何よりも大切である。もっと減額すべきだという意見、委員会活動や様々な事業にもっと予算を使うべきだという意見、財政規律を重視し赤字予算を組むべきではないという意見など、会内には多様な意見がある。執行部としては、そうした意見に十分配慮しながら今回の提案をした。会員の増加数、会費収入の伸び率、予算を伴う新規の事業や活動の種類や規模等々、完全には予測確定し得ない要素も多々ある。次年度以降、執行部の予算編成に困難を生じさせるようなことは避けなければならない。

そうしたことから、多少堅めのシミュレーションに基づいて提案をしている。今年度

執行部としては、今後、時々、執行部において適切な検証と見直しが行われることを期待し、今回の提案をする次第である。

続いて正副議長の選任手続がなされ、村越会長が選任方法について議場に諮ったところ、渡辺彰敏会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、村越会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、村越会長は、議長として江藤洋一会員（第一東京）、副議長として中山ひとみ会員（第二東京）及び藤井輝明会員（富山県）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、村越会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、大森夏織会員（東京）、上柳敏郎会員（第一東京）及び福山洋子会員（第二東京）の3名を指名した。

副議長は、議事に入る前に発言や採決に際しての注意事項を述べ、第2号議案、第4号議案、第7号議案及び第12号議案については外国特別会員も議決権を行使できる旨を説明し、第5号議案については議案のうち直接外国特別会員に関する事項に関して意見を述べる旨を説明した。また、本総会の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣した。

議案の取扱いについて、会長から、第1号議案から第5号議案まで、第8号議案から第11号議案まで並びに第12号議案及び第13号議案は、それぞれ関連する部分がある議案であるため、第1号議案から第5号議案まで、第6号議案、第7号議案、第8号議案から第11号議案まで並びに第12号議案及び第13号議案の5つのグループとし、議案が複数にわたるものは一括上程して審議されたい旨の意見があり、議長は、上記グループごとにより一括審議し、採決は議案ごとに各別に行うこととした。

〔第1号議案〕 会則中一部改正（第95条及び第95条の2・会費減額及び会館維持運営資金変更）の件

〔第2号議案〕 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件

〔第3号議案〕 弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件

〔第4号議案〕 外国法事務弁護士法人規程（会規第99号）中一部改正の件

〔第5号議案〕 平成28年度4・5月分暫定予算補正予算議決の件

議長は、第1号議案「会則中一部改正（第95条及び第95条の2・会費減額及び会館維持運営資金変更）の件」、第2号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件」、第3号議案「弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件」、第4号議案「外国法事務弁護士法人規程（会規第99号）中一部改正の件」及び第5号議案「平成28年度4・5月分暫定予算補正予算議決の件」を一括して議題に供した。

岡正晶副会長から、次のとおり、議案の趣旨説明がなされた。

第1号議案から第5号議案までの趣旨は、弁護士会員の一般会費を下げるもの、一般会費から会館特別会計への繰入額を引き下げるもの、弁護士会員以外の者の会費を下げるもの、それに応じて、平成28年度4・5月分暫定予算について、収入の減額の補正をお願いするものである。

先ほど会長が述べたように、日弁連の活動の充実のために、使うべきものを使う。将来にわたる財政の健全性のために、しかるべき金額は留保しておく。このような二つの要請が存在する。それとは別に、会員の負担を軽減し、不要な経費は抑制する。こういうマイナス方向の二つの要請が存在する。この四つの要請のバランスをとって、会費を考えていく必要がある。2013年度には27億円、昨年度末には33億7,000万という一般会計の繰越金が生じたので、昨年度以降、この会費減額について協議し、検討してきた。その結果、先ほどの四つの要請のバランスを考えて、本日議案を提出した。今回の会費減額の提案については、努めて具体的なシミュレーションを示すということで、資料をかなり提出した。今回の会費減額の提案は、今後10年程度、予備費支出をゼロと想定した場合の単年度支出において、収支相償するレベルを維持するというコンセプトに基づいている。繰越金については、当面は各年度の執行部が委員会活動の充実、弁護士会の活動支援等のために支出する財源、予備費の支出、例年とは異なる重点課題の資金、こういうものに充てるとの位置付けをした。

次に、一般会費の減額について、具体的なシミュレーションを簡単に説明する。まず、収入については、2016年度以降、合格者が1,500人になるという堅めのシミュレーションをとっている。支出については、過去10年の平均支出の伸び率を採用したが、その年度の収入伸び率が、過去10年の平均伸び率を下回る場合は、その年度の収入伸び率に抑えるようにした。ただ、人件費については、義務的増加があるので、別扱いをしている。そのようなシミュレーションをして、先ほどのような考え方をとると、予備費支出をゼロとした場合は4年間黒字を維持し、その後赤字傾向となるが、さほど大きな金額には至らないレベルである。そのような考え方で一般会費の1,600円減額を考えた。

次に、日弁連ひまわり基金会計への繰入額について説明する。これは、弁護士過疎・

偏在解消の取組のために作っている会計であり、当初月額1,000円の特別会費を徴収し、現在は600円となっている。この取組については、弁護士ゼロワン地域の解消という当面の課題が、本年7月で一旦達成したが、本年9月にワン支部が再度発生している。また、2012年3月の理事会において決議した新行動計画に沿って行動することが現在の方針となっている。これらを踏まえると、この会計には相応の資金を置いておく必要がある。この点について、従来どおり特別会費を徴収するかどうか検討して、昨年3月の理事会において特別会費の徴収期間は延長せず、一般会計からその年度ごとに検討して、必要額を繰り入れるという決議をした。これからはひまわり基金会計への繰入額は、毎年度の予算編成において、その時点の執行部が査定するわけだが、今回一般会費の減額を考える以上、何らかのシミュレーションを行う必要がある。そこで、先ほど述べたとおり、収支均衡となるレベルを維持し、現在11億円ある繰越金にはそう大きくは手をつけないという考え方でシミュレーションを行った。先ほどは直近10年間のシミュレーションを使ったが、過疎・偏在は徐々に解消されつつあるので、過去5年間の平均支出でシミュレーションを行ったところ、月額500円繰り入れることで回っていくという結果が出ている。今回のシミュレーションでは500円を使ったが、これからは、その年度年度の執行部が決める金額を定期総会で審議することになる。

次に、一般会費からの会館特別会計への繰入金であるが、会館特別会計には、平成26年度末において、50億円の繰越金がある。これとは別に、大規模修繕積立基金が4億円、合計54億円がプールされている。会館特別会計の今後の使途としては、現在進行中の20年目補修、それ以降の10年ごとの大規模修繕、あるいは災害が起きた場合の費用、さらには、狭隘化している事務局スペース等の対策として改修、建て替え、第2会館等々をどうするかということも検討対象にしなければいけない。20年目補修の金額については、15億円程度という数字が具体的に出てきている。その20年目補修に関して具体的に出つつある金額及び各年度の支出を直近10年間の平均値である3億6,700万円としてシミュレーションを行ったところ、現在1,500円の繰入金を800円に引き下げても、10年後の繰越金が45億8,000万円になるという結果となった。現会館の取得費は49億円なので、この数字からいって800円に引き下げるとは相当ではないかと考えた。

次は、弁護士会員の一般会費を下げることに併せて、外国特別会員、弁護士法人会員等の会費の変更を提案するものである。外国特別会員については、従来弁護士会員と450円の差を設けていたが、その差を維持する提案である。弁護士法人会員の会費については、1人法人の会費を検討する動きも生じているが、今回はそこには手をつけず、従来どおりの比率で提案をしている。

最後に、暫定予算補正予算案の説明をする。今回の提案が通ると会費収入が減るので、暫定予算の収入を下げるべきであるという公認会計士の指摘を受け、この補正予算を提出した。ただ、支出については、費目ごとに分割してシミュレーションすることができ

ないので、前回の定期総会の金額のままとしている。

議長は、第2号議案及び第4号議案については、外国特別会員も質疑及び討論を行うことができ、議決権を行使することができる旨説明し、質疑に入る旨を宣した。

富澤秀行会員（仙台） 「私は、一般会費については、日弁連の活動に必要なかつ十分なお金を取る必要はあるけれども、十二分なお金までを取る必要はないのではないかと考えている。最低2,000円ぐらいは減額できるのかなと思って、その立場から質問したい。

最初に、日弁連ひまわり基金会計に500円を繰り入れるという想定をしていることについて、シミュレーションでは5年間の平均支出をベースにするとされている。しかし、収入と支出を比べると、5年間投資活動は黒字になっているが、今後1年、2年は別として、10年間のシミュレーションを作る中で、収入を考慮せず、支出のみを将来予測に入れている点はなぜか。

それから、法律相談センターの維持費について、弁護士がどんどん増員して、各地に散らばったことにより、第1種過疎地域から第2種、第2種から適用外という形で維持費が減少してきており、今後もこの傾向は続くにもかかわらず、直近の一番下がった時点で見ず、あえて5年間の平均という高い実績をとる理由は何か。

3番目は、日弁連ひまわり基金会計の繰越金9億円について、執行部が、毎年一般会計から繰り入れるということにした以上は、本来、ゼロでもよく、毎年必要な額を入れればよいという形になると思われる。にもかかわらず、この9億円というかなり多額のお金をここに温存しているのはなぜか。

次に、一般会計の繰越金について、執行部としては、繰越金として適正水準がいくらとお考えなのか、それとその根拠を教えてください。

最後は、一般会費の値下げについて、執行部として会費の今後の在り方、どの程度の水準をとっていくという考えなのか。今後の会費の在り方の基本的なことについてお聞かせいただきたい。」

岡副会長 「まず1番目の投資活動収入、貸付金の返還をなぜ読み込んでないのかということについては、お金が確実に返ってくるとは読み難いという観点から、保守的な堅めのシミュレーションをしている。次年度以降、回収金の実績が固まれば、違う考え方ができるかと思う。

2番目の質問について、これも、堅めのシミュレーションで、一般会計は10年の平均をとったが、日弁連ひまわり基金会計については、御指摘のとおり過疎・偏在は解消しつつあるので、短い期間のシミュレーションで計算した。

3番目の質問について、日弁連ひまわり基金会計には現在11億円残っている。これ

については、執行部としては、特別会費として預かったお金だから、この特別会計に残しておいた方がよいと考えた。一般会計に入れようが、特別会計に残そうが、毎年の予算、決算ではきちんとした数字を開示し、会員の承認を得ることとなる。

4番目の質問について、今回の会費減額は、繰越金に大きくは手をつけないというコンセプトで提案したもので、現在の金額が適正と考えているわけではない。今後、一般会計の繰越金をいくりにするのか、真剣に検討しなければいけない事項だと認識している。

最後の質問について、前回は一般会費について若手あるいは75歳以上の年輩の方に傾斜した会費減額を提案したが、各弁護士会からの回答において、一部に傾斜した減額ではなく、全会員平等の減額が相当であるという意見が半数以上占め、これを踏まえて、執行部において検討し、全会員平等の減額が相当と考えた。少なくとも私はせいぜい1,600円とは考えておらず、この金額を今回通していただき、今後の会費の在り方について次年度以降に引継ぎができればと考えている。」

新穂正俊会員（埼玉） 「今年度の決算で一般会計、会館特別会計、それから日弁連ひまわり基金会計について、繰越余剰金がどれぐらいになるか。もう1点、特別会費で取ったものであれば、それを使うということは当然の前提だと思われるが、なぜ11億円まで会計に残しておく必要があるのか。」

岡副会長 「今年度の状況は集計中で、申し訳ないが手元に資料がない。二つ目の日弁連ひまわり基金会計について、考え方は二つあると思われる。一つは、この11億円をこの会計に残しておくのか、一般会計に戻すべきなのか。これについては一旦入ったときの特別会計に残した方がいいのではないかという考えである。金額として11億円を残しておく必要があるのかという点については、今回はその11億円に大きく手をつけるような減額は提案しなかったということで、11億円をそのまま残すべきであるという考え方はとっていない。日弁連ひまわり基金会計の支出の推移を見ながら、次年度以降の執行部にて検討していただく事項であると考えている。」

新穂会員 「日弁連ひまわり基金は特別会費として徴収しているので、今使える部分があれば使えばいいのではないかと思われる。ある程度無くなった時点で会員がもう一度特別会費を徴収するか判断すればよいのに、これを今使わない理由がよく分からない。」

岡副会長 「財務委員会等でも、11億円をまず使い、その後足りなくなれば、一般会費あるいは特別会費として徴収すればいいのではないかという意見は確かにあった。ただ、執行部としては、その年度の収入からその年度の支出を基本的に出し、繰越金につ

いては大きく手をつけたい程度で進めていくという基本コンセプトをとった。使うべきではないとか、とっておくべきではないという考え方ではなく、今回はそれに大きく手をつけたい程度で、前に進みたいという提案である。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

上地大三郎会員（徳島） 「本議案に賛成の立場から意見を申し上げる。最近の一般会計の収支の状況を見ると、繰越金は、2003年以降はおおむね増加する傾向にあり、特に最近3年間は、毎年6億円ほど増加している。このような状態は決して正常とはいえず、速やかに是正される必要がある。また、弁護士会の会費が他の専門職団体等と比較して極めて高額であることは、つとに指摘されてきたことであり、また、弁護士を取り巻く環境も厳しくなっており、そのような状況の中で、多額の会費負担を強いられることへの会員の不満も大きくなりつつある。したがって、一般会費を下げるという方向性に異論はない。問題は、その値下げ幅をいくりにするかということであるが、結論から言うと、現時点ではそれを一義的に決定することはできないのではないかと考える。

私は、本年度弁護士会の会長として理事会に参加して、日弁連が実に幅広い活動に関与していることを改めて認識した。そして、このような活動を積極的に推進するのであれば、財政的な裏付けが必要となることは当然である。ちなみに、私自身も日弁連の人権擁護委員会で再審支援活動に関わっており、本年10月にはいわゆる東住吉事件で再審開始決定が確定し、再審請求人2名が刑の執行停止によって釈放された。私も再審弁護団の一員として活動の一端に関与しているが、自動車の燃料漏れの可能性を立証するために、全国各地に出掛け、また車両や部品を購入して実験や鑑定を繰り返すなど、実費だけでも1人数百万円に上っている。そのうち、かなりの金額は日弁連からの支援を受けており、充実した再審弁護活動を行うことに大きく寄与している。だが、それでも全ての経費を賄うことはできず、ましてや弁護士費用など出るはずもなく、手弁当で再審弁護活動を行っているのが実情である。しかし、弁護士の使命感や良心に依存する制度に持続性はなく、このようなことでは多くの弁護士、とりわけ意欲や熱意のある若手弁護士が再審弁護活動に関わることは期待できない。そのような活動に関わっている立場からすれば、委員会活動には更に多額の予算を投じてほしいとも思う。

その一方で、日弁連は余りにも手を広げすぎているのではないかと、という声も多く聞く。日弁連が行っている活動の存立基盤を強固なものとし、その影響力を増すためには、会員の理解と協力は不可欠であるが、会員の急増に伴って価値観が多様化し、共通のアイデンティティも希薄化していく中で、弁護士会の活動に対する意識も多様化している。そのような中で、弁護士会に対する求心力を確保するという観点で見た場合、果たして従前のような活動を継続することが可能なのか、あるいは適切なのか、そういった状況

も生まれつつあると感じている。

このように、一般会費としてどの程度の金額が妥当なのか、あるいは繰越金の金額として、どの程度の金額が妥当なのかという問題は、日弁連の在り方に深く関わる問題といえ、言い換えれば、大きな日弁連を目指すのか小さな日弁連を目指すのかという問題ともいえる。したがって、一般会費の金額を議論するのであれば、まずは、日弁連の在り方を議論しなければ、単なる帳尻合わせの議論に終始してしまい、現在直面している問題を抜本的に解決することにはつながらない。日弁連が行うべき活動は何なのか、行わなくてもいい活動、行うべきではない活動は何なのか、これらを整理し、日弁連がどこまでコミットしていくのかということについて、会内合意を形成する必要がある。

そして、このような問題を執行部が1年という任期の中で議論し結論を出すことは不可能であり、数年をかけて幅広く会員の意見を聴きながら合意形成を図っていく必要がある。

また、日弁連の組織体制についても、似た活動を行う組織が幾つもあるとか、経費節減の努力が足りないといった批判もなされているところであり、それらの検討も必要である。長期的にはそのような検討が必要であり、執行部にはその議論をするための組織の設置も検討していただきたいと考えているが、毎年のように繰越金を増やしているという状況は早急に是正されるべきであるし、一般会費の減額は会員の利益にもかなうことであるから、短期的には、可能な範囲で一般会費の減額の実施が重要である。

そのような観点で本議案を見た場合、今回の提案は今後10年程度予備費支出をゼロと想定した場合の単年度収支において、収支がおおむね均衡し相応の繰越金を維持することを基本方針とし、日弁連の財政基盤を維持しつつ、これ以上の繰越金の増額を防ぎ、会員にも一般会費の減額という利益をもたらすものであり、短期的な方策としては評価できる。

なお、本議案では、一般会計から日弁連ひまわり基金会計への繰入額を会員1人当たり月額500円とする、あるいは、一般会費からの会館特別会計への繰入額を会員1人当たり月額1,500円から800円に引き下げるという方針が示されており、その点については異論も出されているところである。しかし、それは会員から徴収した会費をどこにどのように分配するかという問題であり、今回開示された資料をみただけでは、その当否を軽々に判断することはできない。これについては、今後の日弁連の在り方を検討する中で議論されるべき事項であって、今回の提案理由の内容に一定の合理性がある以上は、現時点での解決策としては是認できる。

よって、今後日弁連の在り方について、継続的に議論し、あるべき一般会費の額や繰越金の額を検討することを執行部に要望した上で、本議案に賛成する。」

杉岡麻子会員（東京） 「本議案に賛成の立場から意見を述べる。私は、東京で弁護士登録をし、その後、新潟県長岡市にあったひまわり基金法律事務所へ赴任し、現在は



佐渡ひまわり基金法律事務所の支援委員長を務めている。当時の地方都市における弁護士過疎地域を経験し、そして現在の過疎・偏在地域を見る立場から申し上げる。15年以上にわたる日弁連の取組によって、確かに弁護士ゼロワン地域の解消はほぼ実現されてきているが、引き続きゼロワン地域の解消と、また人口3万人以上の管内及び市町村におけるゼロ地域解消のために、ひまわり基金の活動は維持する必要があると考える。新潟県長岡市に赴任した当時、長岡支部管内には相当数の弁護士がいたが、長岡市内に多くの弁護士が集中していた。新潟県は広く、そして長い。相談に乗ってくれる先生がいるだけでも有り難いと、私の所に車で往復3時間かけて通ってきてくださる方もいた。DVの案件で1人では調停の申立てをする勇気がないが、弁護士は敷居が高いと何年間も我慢していた方もいた。もちろん、これは10年前の話であり、今では新潟県内の各市町村にも弁護士が多く存在するが、全ての市民に司法サービスを行き渡らせるためには、支部管内のゼロワン解消では足りず、より小さい単位で考えるべきだと感じている。佐渡も同様である。佐渡は、人口約6万人だが、ひまわり基金法律事務所を含め複数の弁護士事務所が存在している。事務所経営は順風満帆とはいえないが、ニーズは確実に存在している。定着するひまわり基金法律事務所が増え、また、弁護士大激増時代において、各地で開業する弁護士も増えた。

しかし、全国的に司法サービスを行き渡らせるには、日弁連が引き続き取組を継続していく必要がある。繰入額についてはいろいろな意見があると思うが、当面の間はこれまでの日弁連ひまわり基金の平均支出額は、繰り入れていただくことを強く希望する。もちろん、私も会費については強い関心があり、日弁連ひまわり基金からの支出額について、特に開設費及び運営費援助の内容などは、委員会によって非常に細かくチェックされている。今後も合理的な支出を心がける所存であることも一言申し添えさせていただく。」

武内更一会員（東京） 「議案について、意見を述べるがどういう投票をするかは、最後に表明する。日弁連は剰余金を33億円も持ち、過去3年、毎年6億円ずつ増えている。一方、今の会員の多くは経済的窮乏に陥って、本当に苦勞している。議案書に、「会員がその職務を全うするには会員自身の経済的基盤が安定していなければならない」とある。全ての弁護士がこの認識を共有していると考ええる。日弁連が剰余金をどんどん増やす一方、会員の経済的窮乏はどんどん進んでいる。この10年間、事件数は全然増えておらず、むしろ減っている状況にある。一方、この間弁護士の数は、2014年度初めに3万5,000人となっている。そして、もう間もなく3万6,000、3万7,000という数になっていくところにある。

過去10年間で、事件数が全然増えなくて、片や弁護士が1.75倍になれば当然収入が落ちる。そして、弁護士は固定経費は簡単には減らせない。弁護士の所得は激減しているというのが、国税庁の確定申告の統計でも明白に出ている。そういう中で会員が

会費を下げしてほしいという気持ちは当たり前であり、このような財政状況に日弁連がある中で、会費は下げるのは当然である。しかし、この2,000円という減額は、会員にとって経済的にどれだけ役に立つのか。会費はもちろん下げるべきだと私は思うが、会費を下げしてほしいという多くの弁護士の気持ちは、どうしてそうなっているのかということに触れなければならない。弁護士の激増政策、このでたらめな激増政策を日弁連がずっと容認してきたこと、そのことがこの今の問題を発生させているといえる。

弁護士が過剰ということははっきりしていて、弁護士増員政策は直ちにやめるべきだ。それをせずして、1,800人という司法試験合格者が出ている。これを日弁連は、せいぜい1,500人ぐらいのことしか言っていない。直ちにやめるには何人にすればいいのか、答えは簡単に出る。皆さんで計算してほしい。

このでたらめな法曹養成システム、法曹人口増員システムが根本的な問題である。2000年の総会の時に、この事態を予測してでたらめな増員はするんじゃないということも多くの方が訴えた。しかし、日弁連は、執行部の責任でこの議案を通すと言って強行採決をした。司法改革審議会で3,000人増員と法科大学院制度を容認し、それを会員に押し付けてくる。その姿勢がこの状況を生んでいる。提案理由では、弁護士の激増問題の誤り、そのことに対する責任も手立ても、執行部は何も示していない。

この議案は正にごまかしである。2,000円減額することで会員の不満を少しでも慰撫しようとする、その態度が許せない。もちろん会費は下げるべきだけれども、2,000円下げても、あるいは全額下げたって弁護士の経済的窮状は全然よくなる。まずやることは、弁護士人口激増を直ちにやめることである。どんな会社でも団体でも、人員が過剰になれば採用停止、募集停止をする。法科大学院の存続のために、相変わらず激増政策を続けるのは直ちにやめるべきだ。日弁連は、そんな状況にありつつも、なお政府の審議会が出してきた法曹有資格者制度などというものを容認している。弁護士になれなければ、弁護士登録せずに法律業務に携わることができる人を作ればいいじゃないかという考え方、それが法科大学院存続論から出てきている。これは何かと言えば非弁、非正規弁護士である。そんなものをたくさん作って生み出したら、弁護士、弁護士会はどうなるか。弁護士の強制加入制は崩壊するであろう。そして、その基盤の上にある弁護士自治も無くなるであろう。弁護士会に登録しなくても法律業務ができることを認めることは、日弁連・弁護士にとって自殺行為である。

政府の法曹増員、特に弁護士増員の狙いは、弁護士・弁護士会を解体、崩壊させることにある。弁護士の強制加入はできなくなり、政府、国家権力が弁護士の管理・監督を始め、弁護士でない者も含めて監督を始める。法曹有資格者なる大きなカテゴリーで国家が管理するということを必ず引き起こすが、そのことを執行部は理解しているのか。村越会長とさんざん議論したが、法曹有資格者の多くは弁護士だということを言われた。政府が考えているのは全く嘘である。法科大学院合格者、そして司法試験合格者を増やしながら、法曹有資格者にはなれるんだということを訴え、そして人を集めようとして

いる。こんなことはもう直ちに見抜いて反対し、結束してこの弁護士会破壊に対して決をすべきである。それができない日弁連は弁護士の団体ではない。それができない日弁連執行部は弁護士のリーダーではない。弁護士は自らの生活のため、そして、それが弁護士の活動を充実させることになり、人々の権利を国家権力から守るための力になる。それが弁護士の目標だったのではないか。そういう弁護士会を取り戻し、再建すべきである。それができない執行部は、やめさせるべきである。団結して、この弁護士・弁護士会の在り方、弁護士の職務を守り、そして今の戦争情勢にあるこの国家権力と体をはって対決し、人々を守る。その先頭に立つ弁護士になるべきである。

会費は下げるべきだと思うが、この議案は全く欺瞞であり、ごまかしである。その批判の意味を込めて、この議案にはあえて棄権票を投じる。」

奥国範会員（東京） 「修習期は54期で、今の日弁連会費に増額された年に弁護士登録をした。一般会費の減額について、賛成の立場から意見を述べる。私は現在、東京弁護士会の弁護士登録15年目までの若手中堅弁護士約1,000名で構成する会派である親和全期会の代表幹事を務めており、日頃から60期台を中心とした若手会員と行動を共にしている。

若手会員と会話をしていると、弁護士会に対する会費減額の要望が強いことを痛感する。若手会員は、昔と比べれば経済的基盤が盤石とは言えず、会費が安いに越したことはない。また、会員増大により弁護士会という組織において顔が見えなくなりつつあり、組織の全体像が見えなくなることにより、会の活動の周知度が低下するということがあるからか、若手会員の中には、弁護士会が自分にしてきていることは大きくないとか、弁護士会に多くのことを求めているとか、そのため会費はもっと安くてよいと感じる者が現に存在する。しかし、これらが若手会員の意見を代表する声だと評価されることには抵抗感がある。

確かに若手会員には経済的基盤が十分ではない会員も少なくないし、弁護士会は登録事務と懲戒だけをやっていればよいという極論を声高に叫ぶ若手会員がいないわけではない。

しかし、私が日々交流している若手会員の多くは、日弁連や各弁護士会が法の支配の理念を社会の隅々にまで行き渡らせるために行っている様々な有益な活動を十分に理解し、賛同し、自らその担い手として活躍しており、そのための事業費支出についても、理解している。経済的基盤についても、今の時代に相応の経済的基盤を築くべく、様々な創意工夫を凝らして懸命に業務にいそしんでいる。若手会員の会費減額の要望というのは、日弁連の財政が適正に執行されることを望むところから出発しているのであり、会員増加による会費収入の安定的な増加、そして現在33億円を超えることになった繰越金がある中で、現行の会費を維持し続けることの合理性に疑問を投げ掛けるものである。

今回、繰越金については大きく手をつけないということではあるが、日弁連がその創立以来初めて一般会費の減額に踏み切るという提案がなされたことには、重要な意味があると考えます。この議案に賛成したい。私は、昨年、日弁連の理事を務めさせていただいたが、昨年の6月の理事会において、若手会員の会費優遇を延長するという案と、高齢会員の会費免除の開始年齢を引き下げるといった案が提出され、これを若手会員たちと議論・検討した際には、若手会員の多くが、若手会員や高齢会員の会費優遇という形ではなく、一般会費の均等な減額が適当であるという意見であった。その後、今年の2月、3月の理事会において、弁護士会の意見照会の結果を踏まえて、一部会員の会費優遇の案は撤回され、引き続きの検討課題として、一般会費の減額の可能性を検討することが掲げられ、数か月を経て一般会費の減額の提案がなされたことを大変うれしく思っている。是非、可決・承認し、この会費減額を実現し、引き続き財務の適正を図るべく一層の精査、見直しを行っていただきたい。

最後に、検討していただきたいという思いを述べたい。平成30年から65期から開始された修習費用の貸与制の返還期間が開始され、毎年7月に30万円前後の返還金を負担しなければならなくなる。会費自体は平等であるべきだと思うが、65期以降についてはそれまでの弁護士とは違う経済状況に置かれるということを御勘案いただき、今後の会費の在り方や、支援の在り方について、是非御検討いただきたい。」

重野裕子会員（横浜） 「新62期である。会費減額に関する議案について、賛成の立場から意見を述べる。これまでも弁護士登録から間もない会員や、育休・産休期間の会員、病気などによって執務が困難となった会員などについて、会費の減免措置が講じられてきたが、そのような事情までは抱えていなくとも、経済基盤が不安定な会員も多数いる状況の中、今回の減額は全ての会員の負担が大幅に軽減されるものであり、評価できる。

私は、法科大学院を経て弁護士登録をし、現在6年目になるが、法テラスや法律相談センターを経由した事件の受任が多く、収入が安定しているとはいえない状況である。そのような中、法科大学院の奨学金の返済も行ってきた。さらに、期の若い弁護士には、司法修習中に貸与を受けた費用の返済も行わなければならない者がたくさんおり、このような状況にある若手の弁護士たちにとっては、特に今回の2,200円という会費の減額は大きな負担の軽減になる。また、これから弁護士を目指す者たちにとっても、会費負担を和らげ、前向きに弁護士を目指してもらえる契機にもなると思う。

もっとも、日弁連は公的活動も担う団体であり、会費の減額はあくまでも必要な予算が確保される見通しの下に行われるべきだとも考える。私は、今年の3月まで日弁連ひまわり基金を活用して設置された弁護士過疎・偏在地域の事務所で3年間ほど執務をしていたが、実際に地方で働いてみると人が暮らす場所には必ず弁護士を必要とするトラブルがあり、弁護士が全国の津々浦々に必要だということを実感する。弁護士が思っ

いる以上に、自分が暮らす町に弁護士がいること、開かれた法律相談の場があることが、市民が弁護士を頼るかどうかに影響するのだということを実感している。

今回の会費減額は、特別会費としての徴収が終了するものを、今後も弁護士過疎・偏在解消のための事業に支障が生じないよう、必要な費用を一般会計から日弁連ひまわり基金会計に繰り入れることも前提としての会費減額であり、この点においても賛成できる。」

新穂会員 「会費を下げることについては当然賛成であるが、そのやり方と、法曹人口の問題を抜きにして議論をすることについて非常に疑問を感じる。

日弁連ひまわり基金については、特別会費で集めて特別会計で処理をしてきた問題である。それが11億円ある。その部分については繰入れをしないで、会費を下げるということであればいいと思う。それで足りなくなれば、特別会費を取るかどうかその時点で会員がやるべきことだと思う。

次に、一般会計について、約3年ほど6億円程度ずっと余剰金が出ている。今回私が確認して、今集計中だからと言われたが、集計中であってもある程度の回答はできたはずである。一般会計についてのいろいろなことをやった上で出されている議案なので、そういうこともきちっとした回答ができないというのは非常に問題であるし、例えば6億円増えとなれば、約40億円近くになる。その部分を見捨てた形で、更なる会費の値下げについては次年度以降にという話が出ているが、本来ならば今年度ではなくてその前、若しくはその前にでも検討しなければいけないはずなのに、それをしてこなかったということ自体が問題である。

それから、繰越余剰金に関しては、会館特別会計が約50億円、それから一般会計が30数億円、11億円ぐらいの日弁連ひまわり基金会計とか、何やかやで100億円を超える金額を日弁連は繰越余剰金として持っている。財政の健全化という意味で、そういう部分があるというのは分かる。しかし、法曹人口問題も含めて、その点について執行部はきちっとした対応をしようとしていない。単位連絡会というのが、各地区の弁護士会が20数会ぐらい集まっていろいろやっているが、その活動についても、非常に消極的にしか協力していただけない状況にある。そういうふうな村越会長の対応自体についても、非常に疑問を感じている。

会費の値下げ自体については非常にいいことだと思うが、やり方が一部の表面的なものだけやっているとしか思えない。そういう意味で、会費値下げ自体は賛成だが、この議案については棄権をせざるを得ない。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第1号議案について採決が行われた。第1号議案についての採決の結果は、以

下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 9, 197名

議案に賛成 9, 115名

議案に反対 9名

棄権 73名

以上の結果、第1号議案は出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

次に、第2号議案について外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第4号議案について外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第5号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

#### **〔第6号議案〕 債務整理事件処理の規律を定める規程（会規第93号）中一部改正の件**

議長は、第6号議案「債務整理事件処理の規律を定める規程（会規第93号）中一部改正の件」を議題に供した。

松葉知幸副会長から、次のとおり、議案の趣旨説明がなされた。

債務整理事件処理の規律を定める規程は附則第3項において、「この規程は、この規程の施行の日から起算して5年を超えない範囲内において理事会で定める日に、その効力を失う。」としている。すなわち、この規程は、平成28年の3月末までの理事会で定める日に効力を失うことになっている。この議案は近年の過払金返還請求事件の推移等々、後で述べる事情を踏まえて、この規程の有効期間を附則第3項を改正して、更に5年間延長し、最長で平成33年3月末まで、延長をするというものである。

平成21年頃債務整理事件について、不適切な処理や暴利行為に当たる報酬を徴求する事案等々、懲戒になった事案を含めて多くの問題が発生した。この種の苦情が市民からも多く弁護士会に寄せられ、さらには、これらがマスコミに報道され、国会での質疑にも取り上げられ、弁護士・弁護士会への信頼を大きく損なう事態が発生していた。これは、弁護士自治の存続にとっても極めて由々しき事態であり、同年7月に理事会決議

で債務整理事件処理に関する指針を定め、この指針を更に翌年3月に改正した。指針なので直接的な拘束力はないというものであった。しかしながら、ほとんど問題の解決には至らなかったという経緯があり、この規程が制定された。

この規程の施行後、債務整理事件は、大きく減ってはきている。それでもまだ5万件以上の事件があることに加えて、市民窓口寄せられる苦情も少なくない。いまだ毎年100件余りの苦情が続いているという状況にある。このようなことを踏まえて、この規程の存否を考えるということになった。この規程があるがゆえにそういう件数で収まっているという評価もできるところであり、仮にこの規程が無くなれば、弁護士職務基本規程等、一般規程にこの問題は委ねられるということになる。つまり、この規程が定められる前の状態に戻ってしまうことが懸念され、同じような問題が再び起こることになると、弁護士に対する社会的信用、弁護士自治の機能不全を指摘される事態が予想される。今後の推移もあるので、更に5年間という時限立法という形で、この規程を延長したいと考えた。

なお、この規程は、広告・勧誘あるいは依頼者に対する説明義務、そして報酬という、債務整理事案の処理に関する多くの面での規定を含んでいるが、特に報酬に関しては、一種の上限を定める形式をとっている。そのため独禁法上の問題が生じるのではないかという懸念があり、制定時に、公正取引委員会に確認をしている。公正取引委員会からは、社会的・公共的な目的に出た合理的な範囲内の規制であること、それが全体の目安になってしまい、上限がそこに張り付いたような報酬のめどになってはならないという条件付き、そして時限立法ということで、問題はないという回答を得て制定した。今回も公正取引委員会に念のため意見照会をしている。従前と同様であるということで、延長しても独禁法上の問題はないという見解を頂いている。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

新里宏二会員（仙台） 「私自身は、昭和58年に弁護士登録をしているが、その年がサラ金二法が施行された年である。また、日栄・商工ファンド対策全国弁護団を作り、その副団長も務めさせていただいた。平成18年1月の最高裁判決は、私たちが勝ちとったものであり、また、その年、平山会長の時代に日弁連に上限金利引き下げ実現本部ができ、私も法改正運動に皆さんと共に闘ったという立場である。

この最高裁判決によって、当時、230万人と言われる多重債務者の支援・救済が急務であったが、弁護士の一般事件として救済が進んで現在では多重債務者が11万人に減ったとも言われている。ただ、一部の弁護士の中で、過払金の報酬が5割だ6割だという事案が見受けられた。それから、面談もせず、多重債務者の生活状況も検討しないまま過払金だけの請求をするような事案、さらには、共同事務所の中で誰が責任を持っ

て事件処理をしているのかが分からないケース等が出てきた。マスコミや国会の中でも取り上げられ、上限金利を20%に引き下げたのに、弁護士の報酬は5割でも6割でもいいのか等と、強く突き付けられた。そのような中で5年前にこの規程が成立した。弁護士の報酬の規制ということが一番大きなことであつたので、公正取引委員会と情報交換しながら進め、それが大きな成果を生んだと思っている。ただ、最近でも、過払金の返還のデータによれば、平成18・19年までいかないが高止まりしているという状況が伝えられている。さらに、弁護士事務所が巨額な広告料という形で不適切な業務提携がなされた案件等々、不祥事が報道されている。そんな中で、日弁連がこの規程を今廃止してしまえば、そういう多重債務問題でのトラブルは無くなったと行って処理しているのかという声が、必ず出てくる。

私自身は、多重債務問題検討ワーキンググループの座長もしているが、毎年与野党含めて金利を上げろ、総量規制を廃止しろという声が出てくる。そのときに、また不祥事が起きてしまえば、消費者トラブルであり、さらに言えば、法改正に逆行しかねない状況もある。最大5年ということだが延長を認めていただき、この問題に取り組みたいと思っている。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

第6号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された

**〔第7号議案〕 依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程（会規第95号）中一部改正の件**

議長は、第7号議案「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程（会規第95号）中一部改正の件」を議題に供した。

平山秀生副会長から、次のとおり、議案の趣旨説明がなされた。

日常の業務の中で銀行に口座を開設し、又は送金をする際の手続が年々面倒になっているとお感じのことと思うが、これは、国際的に協調してマネー・ローンダリングに対する規制を強化しているからである。我が国はかねてより、マネー・ローンダリング対策を推進する政府機関であるFATFから対策不十分であると指摘を受けてきた。これを受けて昨年11月27日、犯罪による収益の移転防止に関する法律が改正された。

犯収法第11条は弁護士による依頼者の本人特定事項の確認、確認記録及び取引記録の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置については、他の士業者の例に準



じて日弁連の会則で定めることとしており、日弁連は、高度の自治権を持つ団体として、依頼者の本人特定事項の確認を会規によって会員に義務付けてきた。この度、法改正により、他の士業者に適用されるルールが変更されたことから、この規程の改正を提案するものである。なお、日弁連は、この規程が制定された平成19年当時から、依頼者の疑わしい取引を通報する依頼者密告制度に反対する立場を堅持しているが、今回の法改正の下でも弁護士が依頼者を通報する義務を負うものではない。

改正事項には技術的なものが含まれているが、実務に影響がある内容に限って説明をする。まず、写真なしの証明書である。これまでは、健康保険証や年金手帳は信用力が高い証明書と考えられていたので、その提示を受けるだけで本人を確認することができた。しかし、これらの証明書には写真が貼付されていないため、F A T Fは本人の確認方法としては不十分と指摘していた。そこで、法令に倣って、本人の確認方法を厳格化する。具体的には、写真付きの自然人本人確認書類、典型的には運転免許証がこれに該当するが、これについては今後も提示を受けるだけで足りる。保険証や年金手帳の提示を受ける場合は、写真が貼付されていないことからそれ以外の自然人本人確認書類又は補完書類の提示又は送付を受けるといった補完手段が必要となる。

次に、パスポートの取扱いについて説明する。今回の改正は、法律に合わせて規制を強化するばかりではなく、過去の運用や会員からの指摘を踏まえた改正も行っている。従前は、自然人本人確認書類には、氏名、住居、生年月日の本人特定事項が記載されていることが必要であったが、パスポート、旅券については、発給を受けた者が任意に住所を記載する扱いとなっており、官公署による住所の記載がないため、本人確認書類としては認められていなかった。しかし、外国に居住する日本人など、旅券のほかに本人確認書類を所持しない依頼者がいるとの指摘があり、改正案では、パスポートを写真付き自然人本人確認書類に追加することとした。ただし、本人の自署によって住居の記載があることが必要である。

次に、厳格な顧客管理を行う必要性が高い類型の追加について説明する。規制の対象となる取引には、通常取引とハイリスク取引の二つがある。後者のハイリスク取引については、より厳格な顧客管理が必要とされている。政府高官は、マネー・ローンダリングのリスクが高いと言われている。政府の廉潔度が高い日本では考えにくいだが、海外には政府が腐敗している国があり、政府高官が不正な蓄財をしているとの報道に接する。今回の改正では、法令に準じて、外国の重要な公的地位にある者は、厳格な顧客管理を行う必要性が高い類型と整理し、その場合は二重のチェックを義務付けることとした。なお、法令は、現在重要な公的地位にあるだけでなく過去にそのような地位にあった者についても、厳格な顧客管理を求めている。しかしながら、過去に一度でもその地位にあったという理由で形式的に判断するのは相当ではないため、マネー・ローンダリングのリスクを実質的に判断して、厳格な顧客管理を要するかを判断することとした。

次に、代表者等の依頼権限の確認方法について説明する。従来は、法人の代表者が依

頼権限を有することの確認方法を特段定めずに、会員の裁量に委ねていたが、この度、F A T F が社員証による確認では不十分と指摘したことを受け、法令において確認方法が厳格化された。このような指摘を踏まえると、会員の自由裁量に委ねるのは相当ではないと考えられ、法令に準じた確認方法を規定した。

さらに、本人特定事項の確認を的確に行うための措置について説明する。弁護士は、本人特定事項の確認等を的確に行うために、法律事務所内の体制を整備することが義務付けられている。この度、法令で体制整備義務の内容が拡充された。具体的には、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つこと、事務職員に対する教育訓練の実施などである。この規程の改正においても、同様の体制整備を義務付けることとした。今後は事務所内でこの規程を遵守するため、管理体制が必要となる。

以上は、法令に倣って規制を強化するものであったが、先ほど触れたパスポートの取扱いのほかに、会員からの意見に基づいて、次のような改正の提案をしている。

一つは、取引時における本人確認義務には、幾つかの除外事由があるが、遺言執行者として資産管理を行う場合など、本人が既に死亡して本人確認ができないことがあるので、このような場合を除外事由として追加した。

また、共同事務所において、本人確認及び記録保存を共同で行っている場合、同じ事務所に所属する他の弁護士が5年以内に本人確認を行っている場合は本人確認を要しないこととした。

この規程の施行日だが、本総会において承認されれば、犯収法の改正法の施行と合わせて来年10月1日から施行することを予定している。

最後に、弁護士自治との関係で、この規程の意義について、一言触れる。平成19年に日弁連が行った依頼者密告義務に反対する運動は実を結び、弁護士は依頼者を密告しないこととなった。その代わりに、私たちが違法行為に利用されないように、会規で自らを規律することにしている。この点に関して、カナダでは政府が弁護士に本人確認を義務付ける法令を制定したところ、弁護士会はこれに反対して自ら規則を制定して自主規制を行い、政府と弁護士会のいずれが規則制定権を持つのが裁判で争われるという事態になった。本年2月、最高裁判決で弁護士会に規則制定権があることが確認され、弁護士会が自治権を勝ちとっている。他方で、本年に入ってからシンガポール、ニュージーランド等アジア太平洋地域では、弁護士に依頼者密告義務を含むマネー・ローンダリング対策を義務付ける法令が新たに導入されている。このように、国際情勢は非常に流動的であって、日本の弁護士自治も将来も安泰という保障はどこにもない。

これまで説明してきたように、今回の改正によって、会員の負担が増すことが予想されるが、他の士業者が形式基準によって複雑なルールに縛られているのに比較すると、私たちの会規は弁護士に裁量の余地を認めている。これは、決して面倒なことをやりたくないという後ろ向きの気持ちではない。弁護士が事件を受任する際には、依頼の目的が何であるかを慎重に検討するのが当然であるし、弁護士は違法行為に巻き込まれない

見識とリスク感覚を身に付けているからである。幸いなことに、平成19年から今日まで、会員がマネー・ローンダリングに手を染めたとか、依頼者のマネー・ローンダリングに利用されたといった事例は報告されていない。今後とも日弁連が、自治団体として社会の信頼を勝ち得るためにも、弁護士がマネー・ローンダリングに利用されない実績を積み重ねていくことが必要である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

中崎隆会員（第一東京） 「今回の規程は、組織内弁護士について、自分の依頼企業を本人確認しないとイケないというようにも読めるが、先ほど言及のあったF A T Fだと組織内弁護士については適用除外と認識している。その点についての議論等行ったのか。」

平山副会長 「この規程の改正については、会員に周知することが大切であり、執行部としては解説文を作成しようと思っている。その解説文の中で、組織内弁護士については、この規程が適用されないということは、記載しようとして検討している。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

水谷賢会員（岡山） 「本議案に賛成の立場から意見を申し上げる。今回改正の対象となっている規程は弁護士職務基本規程の特則となっている規程であり、弁護士が職務を行う上で、公正に職務を行うために必要なことを定めている。今回の改正は、F A T Fの40の勧告の第3次勧告の実施のために政府が制定した犯罪収益移転防止法が昨年改正されたことを受けてのことである。犯罪収益移転防止法においては、日弁連は、本人特定事項の確認や記録の保存についても、他の士業について法律が定める規定に準じて日弁連の会則で定めることになっている関係で、法改正のたびに最低限度の改正が必要とされるものである。

弁護士は、犯罪収益移転防止法の制定時に、依頼者の疑わしい取引の報告義務が課されることに強く反対し、これを食い止めることができた。ただ、F A T Fの40の勧告の第3次勧告は、弁護士に対しても依頼者の疑わしい取引の報告義務を課すことを求めており、日本でこの問題を所管する警察庁は弁護士に対して依頼者の疑わしい取引の報告義務を課すことを狙っている。これを食い止めるためには、私たち自身が定めたこの規程を、犯罪収益移転防止法が改正されるたびに、それを受けて弁護士業務に支障が出ない範囲で、法律が求める線で改正するとともに、この規程を周知徹底して守り、弁護士がマネー・ローンダリングに利用されることがないようにすることが必要である。

今回の改正はそのために最低限必要なことであり、全国の弁護士会の意見を聴いて、弁護士業務に支障がないようにまとめられたものであり、この議案に賛成する。」

弓仲忠昭会員（第一東京） 「私は、本議案には反対する。盗聴法拡大というのは憲法違反ではないかという声があった。盗聴法が出来たときには、日弁連を挙げて反対した。今、それがどうなっているのか。司法取引についても新たなえん罪を生むおそれということで、大変心配しているが、それを推進するのが今の執行部の姿勢だと認識している。そういう権力や警察に対する甘い見方の中でゲートキーパーの規制を拡大していくと、安易にどこかが言っているからそれに応じるということではどうか、国民はどう思うのだろうか。

日弁連は、国民からどう見られているか。この夏、戦争法案反対、憲法改悪反対、立憲主義破壊反対、そういう国民の大きな戦いが巻き起こり、その中には私たちもいた。日弁連もその戦いの場の中で村越会長や山岸憲法問題対策本部本部長代行が果敢な挨拶をされ、国民の信頼をその分野では大いに勝ちとってきた。私は、日弁連の会員として大変誇らしく思ったが、同じその夏に、刑事司法の問題ではとても辛い思いをした。憲法違反の盗聴法を拡大していこう、新たなえん罪を生み出す司法取引を導入しようと、そういう一括法案に対して推進すると、そういう姿勢を執行部はとってきた。あろうことか、国会審議の中では、執行部は法案を一刻も早く成立させるためにロビー活動を与野党の協力議員に展開していたやに聞いている。そこまでしてと、市民は怒っている。

日弁連がその救済に大きな力を発揮した、三氏えん罪問題、その方面では日弁連は市民の信頼を勝ち取ってきた。その信頼を勝ち取ってきたえん罪被害者からも、日弁連はえん罪を生み出すような新たな法案になぜ賛成するんだと、なぜ一括法案に賛成するんだという大きな声巻き起こり、えん罪被害者やえん罪被害者を支援してきた人々、それを取り巻く市民、そういう者からは、えん罪被害者・えん罪に対する裏切りではないかという声まで出ている。多くの被害者が裏切りではないかと思うような状況に手を染める、警察や権力に対する甘い見方でいいのだろうか。大変大きな危惧を感じている。私は、緒方宅電話盗聴事件の弁護団として国賠訴訟で警察庁に600万円余りを払わせた。しかし警察庁は、今日に至るまで、警察は過去も現在も盗聴などということはやっていないと居直っている。今回の法案の衆議院の委員会審議の中でも同じ回答があった。裁判所は、少なくとも神奈川県警警備部公安一課に所属する現職の警察官が、人の家の電話線を盗聴するという行動に着手していたことは認め、それも組織としてやっていたということを認定しているにもかかわらず、今なお警察は盗聴してないと言っている。そういう警察官に盗聴の権限をもっと拡大する法案になぜ反対しないのか。今後見守っていけばいいのではないとか、監視していくというが、どうやって監視すれば違法な盗聴を防げるのか。通信事業者の立会いもなしにして、警察が好き放題やれると。今警察庁はイタリアの盗聴の実態を調査した上で、イタリアはやり放題であり、日本の捜査

にもそういうのを持ち込みたいというのが警察庁の論文に出ている。そういう中で、警戒心もなく一括法案だからいいではないかというような姿勢でいる限り本当に在野として権力と闘っていいのか。

また、自らの罪を逃れるために、他人を引っ張り込み、虚偽の供述をした場合に、どうやって防げるのか。美濃加茂事件では、市長が逮捕されたが、贈賄側の虚偽供述が証拠として逮捕されたと判決で認めている。弁護人が立ち会えばいいではないか、虚偽供述に処罰を設けるからいいではないかという声が聞こえてきそうだが、弁護人が立ち会うというのが、その弁護士は引っ張り込まれる被疑者の弁護人ではなく引っ張り込む側の弁護人である。それでどうやって虚偽の自白を防げるのか。罰則があるというのが、虚偽供述に罰則があったら、捜査段階でやむを得ず虚偽の供述をして他人を引っ張り込んだが、公判段階では心を改めて真実を述べようという者に対して処罰するのだから、真実の供述が得られにくくなる。何の牽制にもならない。そういうことが一部修正されたから、少し可視化されるのだからいいだろう、だから一括で丸飲みしようと、そういうことで本当によいのか。

この不当な法案について、執行部含めて権力と対峙できないという状況の中で、こんなゲートキーパーを拡大するというをやっているのだろうか。人権擁護と社会正義を実現することに背を向けた形で、えん罪を本当に無くしたいと願っている市民を裏切るような、この日弁連の今の状況の中で、絶対に今回の規程には賛成できない。衆議院で徹底審議された結果、問題点が様々明らかになった。参議院の委員会では、実質審議に入れなかった。問題点がいろいろ明らかになっている今だからこそ、新たな視点でもう一度この問題を見直してほしい。そういう見直すという姿勢を示さない限り、警察や権力を強め、弁護士の仕事がしにくくなる今回の議案には反対である。」

高山俊吉会員（東京） 「現在の新捜査手法というものが、弁護士が治安に責任を負わせられるということがあっていいのかという、怒りの発言、告発だったと思う。犯罪収益移転防止法の改正を機に、日弁連がそのルールを変えようとするところには、全く同じ思想があると思われる。執行部が、新捜査手法の法制が1日も早く成立してほしいと言った言葉と、議案書に書かれている思想は本質的に全く同じだ。弁護士がどういう立ち位置に立つべきなのかということが、一言も書かれていない。法改正があり、それに対応して日弁連がルールを変えるということは、あたかも当然の法理であるかのように展開をしている。FATFは、1989年に設立されたサミットの政府機関であり、基本的にはアメリカ政府の力が働いていると言われている政府機関であり、弁護士の代表も入っていない。麻薬対策だったものが、あの9・11を機に徹底的に方針が変わった。パトリオット・アクトができ、人権無視は当然だという世界に入った。そのときの弁護士の役割は何かということが当然に規定され、それは治安の責任を一定程度負うものだ。カナダの弁護士会が闘ったということと言われたが、なぜ日弁連は闘わない

のか。シンガポールがおかしいというのであれば、批判をすればいいではないか。激動の情勢の中で、弁護士はどういう立場をとるのか、弁護士会はどういう立場をとるのか、そのことが問われている。イギリスのバリスターは、弁護士規制に対して対決し、ストライキもうっている。フランスでもそうだ。トルコでは、最近クルドの弁護士会の会長が殺された。時に弁護士は命を懸けても権力と闘うものである。その姿勢があるかということだ。おかしいと思ったら、おかしいと立ち止まって言うべきである。命を失った弁護士だって、この国には、僅か70年程度前にある。その歴史を私たちは引き継ぐ必要がある。仕方がない、という言葉は百遍言えば世の中が変わるということはある得ない。

具体的に言えば、依頼者の身元確認の義務と、それから取引記録の保存義務と、これがあることにしよう、疑わしい取引の報告義務は、これはお断りしよう、これでどうして始末がつくのか。記録を保存し、そして身元を確認するというのは何のためか。依頼者というのは、私たちと本当に心を通じたときに初めて私たちに事実を告白し、私たちはその弁護に立ち、その依頼者の立場に立って、彼に刑事責任があるのかないのかということについて、徹底的にその被疑者・被告人の立場に立つものである。信頼されなかったら弁護士というのは存立し得ない。弁護士が、弾正台や検非違使のようになったらどうするのか。形が変わった検察官になったらどうするのか。そのことに対する怒りと、そうしてこういう姿勢でいる日弁連執行部に対する憤りを私たちの基本に据えるべきだと思う。この議案に絶対に反対である。」

中崎会員 「賛成の立場から意見を述べる。日本はFATFの評価が著しく低く、国益ということを考える必要があり、そういったときに弁護士会が何もしていないということになれば、弁護士自治を取り上げて厳しい法律でやりましょうと、弁護士が自分たちでルールを作れないのであれば、役所が疑わしい取引の届出義務を課して、届出をしない人たちに対しては、弁護士登録も取り消そうという方向に行く危険性もあると思われる。

今回の犯収法の改正だが、不適切な部分がかかなりある。特にハイリスク取引のPEPSのところについてはかなり硬直的である。例えば過去に総理大臣をやった人、過去に議員をやった人が永久にPEPSに当たって、その人たちについては厳しい本人確認をしなければいけないとなる。今回の議案では配慮していて、例えばPEPSを辞めて、議員でなくなった人で、数年間経てばそれはPEPSとして扱わなくていいとか、法律の不適切な部分をかなり修正して、弁護士がやりやすいようにかなり配慮しており、この議案に賛成である。」

森川文人会員（第二東京） 「弁護士が国益のために働くということは、弁護士会の自治という観点から言っても到底考えられない。むしろ、国益、例えば戦争を遂行する

と言っている政府、国家と何があっても依頼者のために闘う、そういう立場を貫くのが弁護士であり、そのための弁護士自治である。評価が低いだとか、国益のためだとか、私たちの立ち位置はどこにあるのか、改めて考える必要がある。犯罪を行ったと疑われている人たち、そういう人たちと共に闘うのが弁護士ではないか。私たちは、世間、世論、そして政府から何を言われていても、その人の人権、権利をその人の立場に立って闘う、そのための弁護士自治である。弁護士自治が取り上げられるかもしれないから屈するなどということは、弁護士会の歴史において恥辱でしかない。私たちは、言わば国益と闘うために、人々の権利を守るために、弁護士として生きていくために、この弁護士会の在り方を考える必要がある。この議案に反対である。」

田邊護会員（山梨県） 「賛成の立場から意見を述べる。これはマネー・ローンダリングに弁護士が加担することがないように、あるいは知らず知らずとそのような行為に加担することがないように、どのように自らを律するかという問題だと考える。この点で、平成19年の犯収法の制定、それ以前の平成18年、やはりその時マネロンに関する身元確認義務、それから記録の保存義務、それから疑わしい取引の通告義務、こういったものについて、法律上の義務が課せられるという場面があった。これに対して、疑わしい取引の報告義務については、弁護士を密告者に仕立てるものだとすることで闘った。ただし、身元確認と記録の保存については、我々が日常業務で様々な事件を取り扱う中で必要なことではないかという認識の下で受け入れることができる。しかもそれは自らの会規で自らを律するという形でやっていくと。これを法律で認めさせたという闘いだったように記憶している。

そのように考えると、FATFに関する評価もあるが、マネロンに関する一定の規律を自ら行っていくことは必要である。そのことを弁護士が、あるいは弁護士会が行うことによって、弁護士はマネロンに対して全く眼中に置いてないという批判を避け、弁護士自治を堅持し、適正な法律業務を執行するという点では十分意味のあることであり、そのような意味で、その時々での改正を見据えながら、先ほど述べたように具体的な形式基準を廃して、弁護士が仕事がやりやすいような形でリスクを自主的に判断するような立て付けの部分も多々あり、今回の改正は十分意味のあるものだと考える。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

第7号議案について外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

〔第8号議案〕 資格審査手続規程（会規第21号）中一部改正の件

[第9号議案] 綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第57号）中一部改正の件

[第10号議案] 綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程（会規第58号）中一部改正の件

[第11号議案] 懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第59号）中一部改正の件

議長は、第8号議案「資格審査手続規程（会規第21号）中一部改正の件」、第9号議案「綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第57号）中一部改正の件」、第10号議案「綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程（会規第58号）中一部改正の件」及び第11号議案「懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第59号）中一部改正の件」を議題に供した。

伊藤茂昭副会長から、次のとおり、議案の趣旨説明がなされた。

これらの議案は、いずれも日弁連が行う懲戒手続等に関する重要な自治の根幹をなす規程の改正である。

行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、公正性及び利便性の向上を図る観点から、平成26年6月に行政不服審査法の改正がなされた。この改正法は、来年の4月1日から施行される予定である。日弁連が行っている登録又は登録換えの進達の拒絶に対する審査請求及び弁護士会がなした懲戒の処分に対する審査請求には行政不服審査法の適用があるが、この適用があるところについては、第8号議案及び第11号議案が対象となる。そして、第9号議案及び第10号議案は、それらと平仄を合わせるための改正である。

まず、資格審査手続規程の改正だが、これは直接行政不服審査法の対象となる。主な改正のポイントは、除斥、記録の閲覧、裁決書等である。次に、綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程の一部改正である。これは、直接行政不服審査法の対象ではなく、今回の第8号議案及び第11号議案の改正に平仄を合わせて、除斥理由等を改正するものである。次に綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程の改正だが、これも直接の適用はなく、平仄を合わせるために除斥の規定の改正がある。最後に、懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程の改正、これは行政不服審査法の直接適用のあるところ、除斥、記録の閲覧、裁決の方式等を改正するものである。

このように行政不服審査法の適用があるのは、日弁連の資格審査会及び懲戒委員会における審査請求の手続のみだが、この除斥等の規定ぶりを揃えるため、綱紀委員会及び綱紀審査会の手続規程の改正も併せて行うものである。日弁連の手続については改正の必要性のある事項であるが、各弁護士会の会則会規等については今回直接改正を必要と



するものではない。本議案については、本年7月に関連委員会である資格審査会、綱紀委員会、懲戒委員会及び行政訴訟センターに対して意見照会を行い、その結果を踏まえて各規定の改正案を取りまとめたところである。綱紀懲戒手続を厳正に行うための手続については、日弁連として自治権を守り、自治権に基づいて適正な手続が市民の目から見ても公正に行われているということが極めて重要であり、それに則っての改正である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

議長は、討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

第8号議案、第9号議案、第10号議案及び第11号議案について、個別に挙手による採決が行われ、いずれも賛成多数で可決された。

**[第12号議案] 外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係)の整備に関する規程(会規第101号)中一部改正の件**

**[第13号議案] 外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程(会規第102号)中一部改正の件**

議長は、第12号議案「外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係)の整備に関する規程(会規第101号)中一部改正の件」及び第13号議案「外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程(会規第102号)中一部改正の件」を議題に供した。

三宅弘副会長から、次のとおり、議案の趣旨説明がなされた。

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正は、法律事務の国際化、専門化、複雑多様化に的確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度を、弁護士法人制度と同様の枠組みで創設するものであった。この特別措置

法の一部改正法の施行に伴い、日弁連は、新たに外国法事務弁護士法人という外国特別会員を迎えることとなり、会則にこの新たな外国特別会員に関する定めを置くこととし、詳細は会規で定めることとした。

昨年12月の臨時総会においては、この特別措置法の一部改正に伴う会規の整備を多数行った。今回の提案は、議事規程及び会館特別会計規程については、外国特別会員に関する規定の対象が外国法事務弁護士に限定されることを明確にするために、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程については、弁護士法人に関する規定に外国法事務弁護士法人を含めるために、それぞれ規程の整備の一部改正として所要の改正を加えるものである。また、その他の規程についても、昨年12月の臨時総会での制定と同様に形式的な平仄、体裁等についての改正を行うものであり、字句修正がほとんどである。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

議長は、討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

第12号議案について、外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

次に、第13号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

以上をもって全ての議案の審議を終了し、村越会長から次のとおり挨拶があった。

長時間の御審議をいただき、又、すべての議案について、賛同、承認をいただき御礼申し上げます。ことに会費減額に関する議案では、多くの会員から、貴重な意見をいただいた。意見を今後の検討にいかしていきたいと考える。

ところで、私ども平成27年度執行部の任期もあと4か月を切ったが、最後まで日弁連と会員のために、全力を尽くす決意でいるので、引き続きの理解と支援をお願いしたい。

最後に、法曹養成制度改革について、報告する。申し上げますまでもなく、法曹養成制度改革は、日弁連にとって最重要課題の一つである。日弁連は、法曹養成制度改革について、長く厳しい会内議論を経て、2012年3月15日に「法曹人口政策に関する提言」を、同年7月13日に、「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」を、いずれも理事会で決議し、取りまとめている。

これまで日弁連は、この二つの提言で示された政策、方針の実現を目指して全力で取り組んできた。しかし、政府の様々な検討組織、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」、「法曹の養成に関するフォーラム」、「法曹養成制度検討会議」等では、なかなか日弁連の考えについて理解をいただくことが容易ではないという厳しい状況が続いてきた。しかし、その間も日弁連は、各方面の理解を得るべく粘り強い取組を進めてきた。

具体的に言うと、検討会議において、2,000人という目標が設定される可能性が高かったが、それを回避することができた。御承知のことが多いと思うが、3,000人という閣議決定の事実上の撤回を獲得した。そして、実情調査に基づいて人口を考えるとという方向に持っていくことができた。法科大学院については、適正規模、教育の充実、経済的支援の必要性という方向が、日弁連の提言に沿って打ち出されることができた。

さらに、活動領域の拡大の必要性、そういう視点の位置付けが高くアップされた。また、大変厳しい意見もある中で、修習生への経済的支援、この火を消すことなく、何とか論点として継続させることができた。

法曹志望者減少の要因である、司法試験合格者数の低迷、経済的・時間的負担の重さ、就職難、これらを解決していかなければいけないということの合意を得ることができた。そうしたことを関係者が共同して個々のパーツの解決ではなく、全体解決を図るべきだという方向も打ち出すことができた。

こういうことを一つ一つ粘り強く、地道な努力を尽くして、各方面の信頼と共感を得ながら進めてきた。よく日弁連執行部は、法曹養成制度改革について何もやっていない、やる気が全くないということと言われるが、何もやらずに、何の努力もせずに、いきなり本年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定が取りまとめられるはずがない。

こうした努力の積み重ねの中で、本年6月30日に取りまとめられた今の推進会議決定においては、不十分な点は存するものの、初めて法曹人口について当面1,500人程度という司法試験合格者数が入った。また、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討するという表現も、貸与制を前提とすることなく入った。

ようやくにして、日弁連提言実現の可能性が生まれたのである。この決定の積極面を推進し、何としても日弁連提言の実現を目指さねばならない。そこで、日弁連執行部は、日弁連提言を速やかに実現するために、今何を課題として、どう取り組むべきかということについて、「新しい段階を迎えた法曹養成制度改革に全国の会員、弁護士会が、力を合わせて取り組もう」という執行部の方針案を取りまとめた。

9月の理事会から、この方針案、最近これを「取り組もうペーパー」と言ったり、言われたりしているが、これについて、3回にわたり意見交換を行った。理事会では、全国の理事から率直な、かつ幅広い意見が出されている。

11月の理事会では3時間にわたり、正確にはカウントできていないが23名の理事

が発言をした。こうした活発な意見交換、議論を通して、理事会では共通の認識と理解が広まり、深まってきた。

12月理事会では、引き続きこの方針案、取り組もうペーパーに記載した日弁連と各弁護士会の具体的な取組について、建設的な意見交換を行いたいと考えている。なお、この方針案については、11月30日にFAXニュースで会員にお知らせをした。

また、昨日、この11月理事会の議論状況を同じくFAXニュースで報告をしているので、是非、確認いただきたい。

方針案の最大のポイントは、今とはとにかく速やかに司法試験合格者1,500人と司法修習生に対する経済的支援を実現することが重要であり、そのために全国の会員と弁護士会が力を合わせ、一致結束して取り組もうということにある。

一部から、これはこれまでの日弁連提言を変更するものではないかとの疑問が呈されているが、方針案は、2012年の提言で示された政策方針を何ら変更するものではない。この提言に基づいて、まず1,500人を目指す、1,500人が実現するために、どう取り組むかということ提起しているものである。

1,500人が実現した後は、2012年3月の提言に基づき、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくことになる。

ところで、現実的には、1,500人も司法修習生に対する経済的支援も実現したわけでもなく、実現することが決まったわけでもない。これから実現することは、本当に容易なことではない。今ようやくにして、社会的な合意が生まれつつあるものについて、これを確固たるものにするために一致結束して全力を挙げなければならない。

今は、しっかりと味方を増やすことが大切である。この段階で、可及的速やかに1,000人以下と主張することは、せっかく理解を示してくれた関係機関を始めとする全ての人々の信頼を失うことになりかねない。そんなことになったら、各方面との対話が全く不可能となり、日弁連は直ちに立ち往生してしまい、1,500人すら実現不能に陥ってしまう。

法曹養成制度改革とは無関係に専ら弁護士の人数過剰、収入減少だけを理由に法曹人口問題だけを切り出す主張は理解が得られない。収入減は、もちろん私たち弁護士にとって重大な問題であるが、そのことを主たる論拠とし、あるいは強調した立論は、これまで様々な批判を受け、受け入れてもらえなかったというのが共通の経験である。また、そのことだけを言うことは、弁護士の評価、信頼、魅力ということ考えたときに、ネガティブイメージだけを強く社会や市民、ことに若者に発信することになりかねない。

執行部は、力強い司法を作るために、有為な人材が法曹を目指してくれるよう、司法アクセスの改善や活動領域の拡大、そして若手支援や弁護士の魅力の発信を行いながら、質を伴った1,500人の実現を目指すという考えである。1,500人を速やかに実現することを基軸としつつ、そのためにも法科大学院の改革、司法試験、予備試験の改

善、司法修習生に対する経済的支援を一体として取り組むという方針である。

日弁連の考えを理解していただくためには、何よりも各方面との信頼関係を構築しなければならない。そして、その信頼関係をベースに粘り強く意見交換、協議、説得を行い、日弁連の考えに対し理解を得なければならない。政府機関、与野党、関係団体、報道機関、市民、そうした各方面に対し、倦まず弛まず、そうした地道な働きかけを継続しなければならない。そのことこそが大切である。

社会に向けてその理解と支持を得るための活動に、全国の会員と弁護士会が力を合わせ一致結束して、全力で取り組んでいただきたい。会員には、以上述べた執行部の考えを是非とも理解いただきたく、心からお願いする。来年3月末まで、社会のために日弁連と会員のために全力を尽くす所存なので、引き続きよろしくお願い申し上げます。本日は、深く御礼申し上げます。

以上をもって全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以 上

(調査室囑託 菊池秀 市来寛志)